

# 令和5年度藤岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年5月1日制定

## 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、藤岡市における障害者就労支援施設等からの物品又は役務等（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を作成する。

## 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この方針の担当部署は、福祉部福祉課とし適用範囲は、藤岡市の全ての機関における物品等の調達とする。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所又は施設等
  - ア 就労移行支援施設
  - イ 就労継続支援施設（A型・B型）
  - ウ 生活介護支援施設
  - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づく障害者を多数雇用している事業所
  - ア 障害者雇用促進法の規定に基づく特例子会社
  - イ 重度障害者多数雇用事業所で次の要件を全て満たすもの
    - ① 障害者の雇用数が5人以上
    - ② 全従業員のうち障害者の割合が20パーセント以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務を行う団体（在宅就業支援団体）

## 5 調達の対象となる物品等

この方針による調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

### (1) 物品

- ア 食品類
- イ 花卉類
- ウ 縫製品類
- エ 生活雑貨及び小物雑貨類
- オ その他障害者就労施設が提供可能な物品

### (2) 役務

- ア 清掃業務
- イ 製造業務
- ウ 印刷業務
- エ 軽作業的業務
- オ 補助的業務
- カ その他障害者就労施設が提供可能な役務

## 6 調達目標

令和5年度の調達目標金額は、次のとおりとする。

(1) 調達目標金額 3,000,000円

### (2) 個別目標

- ア 物品の調達 2,000,000円
- イ 役務の調達 1,000,000円

## 7 調達の推進方法

この方針による調達の推進方法は、次のとおりとする

- (1) 市は、毎年度、障害者就労施設等からの調達実績や生産能力等を勘案のうえ、藤岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、調達目標を定める。
- (2) 市は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報を基に市の各部署に対して優先調達を依頼する。
- (3) 市は、地方自治法施行令及び藤岡市契約規則等に定める随意契約を活用し、障害者就労施設等からの優先調達を推進する。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

この調達方針及び実績の公表は、次のとおりとする。

- (1) 藤岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。